

○卸売市場法

昭和 46 年 4 月 3 日
法 律 第 35 号

(中央卸売市場開設運営協議会)

- 第 13 条 第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する地方公共団体又は開設者は、中央卸売市場の開設又はその業務の運営に関し必要な事項を調査審議させるため、条例で、中央卸売市場開設運営協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。
- 2 協議会の委員は、学識経験のある者のうちから、協議会を設置する前項の地方公共団体又は開設者が委嘱する。この場合において、当該地方公共団体又は開設者は、当該中央卸売市場に係る開設区域の全部又は一部を管轄する他の地方公共団体と協議して、当該他の地方公共団体の代表者又は職員を協議会の委員に委嘱することができる。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会を設置する第 1 項の地方公共団体又は開設者が条例で定める

附 則（平成 18 年 3 月 31 日法律第 10 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

○大阪市中央卸売市場業務条例

昭和 46 年 11 月 11 日
条 例 第 40 号

第 7 章 市場運営協議会

(市場運営協議会)

第 64 条 市場の業務の運営等に關し必要な事項を調査審議させるため、本市に市長の附屬機関として、大阪市中央卸売市場本場・東部市場運営協議会及び大阪市中央卸売市場南港市場運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、次に掲げる事項について、調査審議するとともに、市長に意見を述べることができる。
 - (1) 市場の業務の運営及び施設の整備等に関する事項(次号及び次条第 2 項に掲げる事項を除く。)
 - (2) この条例の変更(法第 9 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに掲げる事項(第 34 条第 1 項に定める売買取引の方法を除く。)の変更に限る。)に関する事項
- 3 協議会は、それぞれ 25 人以内の委員をもつて組織する。
- 4 協議会の委員は、卸売業者、仲卸業者その他の利害関係者及び学識経験のある者の中から市長が委嘱する。
- 5 市長は、専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、協議会に専門委員を置くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会に關し必要な事項は、市長が定める。

附 則(平成 20 年 9 月 19 日条例第 81 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○大阪市中央卸売市場業務条例南港市場施行規則

昭和 47 年 3 月 1 日
規則 第 8 号

第 7 章 南港市場運営協議会

(委員等の任期)

第 76 条 大阪市中央卸売市場南港市場運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(会長)

第 77 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 78 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(幹事)

第 79 条 協議会に幹事若干名を置き、市長が委嘱し、又は任命する。

2 幹事は、協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第 80 条 協議会の庶務は、中央卸売市場において行う。

(その他の運営の細目)

第 81 条 条例及びこの規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。